

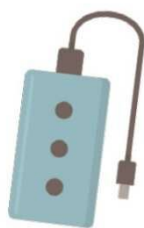
充電式の家電製品は、過度な力がかかると
激しく発熱・発火する危険があります。

充電式の家電製品は 燃やせる

リチウム
イオン電池が
危ない！



具体例は、一般家庭に**多くあるもので、かつ火災原因の上位のもの**を例示



モバイルバッテリー



電気シェーバー



電動歯ブラシ



充電式掃除機



デジタルカメラ



ビデオカメラ



スマートフォン



タブレット



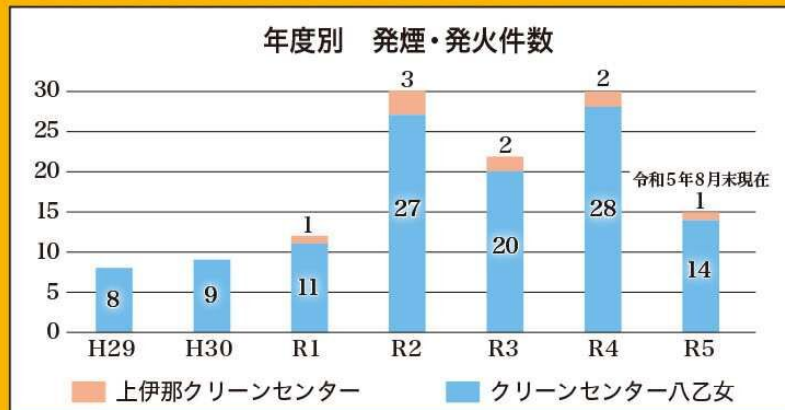
加熱式たばこ



ゲーム機

リチウムイオン電池や、リチウムイオン電池が内蔵されている充電式家電製品は、
「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源プラスチック」の袋には**絶対に入れないで**
ください。

リチウムイオン電池による 発煙・発火件数について



写真は、クリーンセンター八乙女での発火事例

★ リチウムイオン電池に起因する発煙・発火件数は増加傾向にあります。(上図)

クリーンセンターで火災が発生してしまうと、ごみの受け入れができなくなり、皆さんの生活に大きな影響が出ることとなります。また、施設の修復にも多額の費用と時間が必要となってしまいます。

リチウムイオン電池の出し方について

① リチウムイオン電池単体の場合

- ◆ 「乾電池・水銀含有物」の計画収集が5月と10月の年2回あります。
指定されたごみステーションに設置された専用のコンテナに入れてください。
また、役場玄関ホールに設置してある回収ボックスでも回収しています。

② リチウムイオン電池内蔵型小型家電製品（取外しができない家電製品）

- ◆ バッテリー内蔵型加熱式たばこ及び電子たばこについては、5月と10月の「乾電池・水銀含有物」計画収集の際に指定されたごみステーションに設置された専用コンテナにそのまま入れてください。
また、役場玄関ホールに設置してある回収ボックスでも回収しています。
- ◆ その他のリチウムイオン電池内蔵型の小型家電製品については、10月の小型家電回収時または、役場玄関ホールに設置してある回収ボックス（30センチ×10センチ以下の機器）にて回収をしています。

機器が動かなくなる程度まで、なるべく電力を使い切ってから、**上記①または②**の方法で出してください。

連絡先 箕輪町役場くらしの安全安心課生活環境・交通係

Tel 79-3154(直通) Fax 79-0230